

南砺市こどもの権利条例

ガイドブック



わたしの権利、ともだちの権利は守られているかな？



困ったり悩んだりしたときは相談しよう

こども家庭センター「スマイルなんと」

南砺市こども課内 ☎ 0763-23-2026

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分



近くにもあなたの力になりたいと思っている人はたくさんいるよ。

- おうちの人
- 先生
- 友だち
- 身近な大人

「南砺市子どもの権利条例」を紹介します

「子どもの権利」を守っていくために「南砺市子どもの権利条例」(きまり)ができました。この条例には、すべての子どものすこやかな育ちと幸せへの願いが込められています。条例にはどのようなことが書いてあるのでしょうか。この冊子では、条例の内容と気をつけたいポイントを紹介します。

子どもの権利とは？

子どもは大人と同じ、一人の人間として権利を持っています。また、大人へと成長する途中であるため、子どもならではの権利も持ちます。権利は、人が生きるために、生まれたときから持っている大切なもので、一人ひとりが持つ権利は平等です。自分の権利と同じように、まわりの子どもの権利も大人の権利も守られることが大切です。

子どもの権利に関するきまりの紹介



世界共通のきまり 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

子どもの権利条約は、世界中のすべての子どもたちが持ち、守られるべき権利を定めています。子どもたちが幸せに暮らせるように、世界中の国の代表が集まる国際連合で決められました。



日本のきまり

日本国憲法 国のきまりで、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を3大原則としています。日本では、自由で、平等に、人間らしく幸せに生活することは、すべての人に生まれたときからある権利として大切にされています。

子ども基本法 すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指して作られました。子どもや若者に関する取組を進めていくために、基本になることを定めた法律です。



南砺市のきまり 南砺市子どもの権利条例

南砺市の条例は、子どもの権利条約や、日本国憲法、子ども基本法の理念を基に、南砺市の子どもにとってよりよいことは何かを考えて作られています。すべての子どもがすこやかに成長し、幸せに暮らせるよう、社会全体で子どもの権利を守っていくために定められました。

第1章 総則

第1条 この条例の目的

子どもの持つ権利を守っていくため、さまざまな取組を行います。



子どもが、心から笑って、心から安心して、自分の道を歩いていけるように子どもの権利が守られる南砺市を実現しよう！

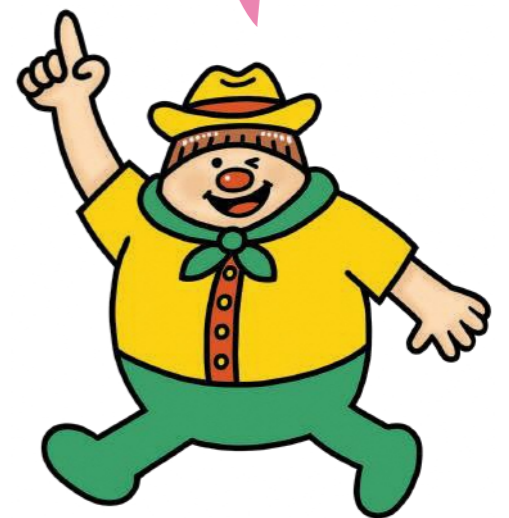


第2条 条例で使うことばの意味

「子ども」ってどんな人？
この条例では、生まれてから大人になるまでの心と体が成長途中の人たちを「子ども」としました。

「子どもの最善の利益」ってなに？
子どものことで何か行われるときには、将来のことも含め、子どもにとって最もよいことを第一に考えるということです。時には、子どもの意見と大人の意見が違うこともあるかもしれません。その時は、子どもと大人が意見を伝えあい、一緒に考えることが大切です。

子どもは、大人に自分の気もちや意見を伝えることができるよ。そして、大人の意見も聞いてね。



第2章 こどもと権利

第3条 こどもが持つ権利

こどもは、生まれながらに第4条から第7条までに書いてある権利を持ちます。

第4条 生きる権利

- ①こどもは、命を守られ、心と体を大切にされます。
- ②こどもは、毎日の暮らしが守られ、安心して暮らすことができます。
- ③こどもは、いかなる差別や不利益も受けません。

NO! 差別!

人種、国籍、出身、言語、性、個性、意見、宗教、障がい、財産、その他置かれている状況など、どのような理由があってもいかなる差別や不利益も受けません。

いじめや体罰、差別することは、相手の権利を守っていないよ。とても悲しい気持ちになるよ。

みんなが安心して暮らすためには、お互いの気持ちや個性を認め合うこと、わかり合うことが大切だね。



あつたかい
世界が
広がるね



大切に
されたら

第5条 育つ権利

- ①こどもは、一人ひとりの人格を大切にされ、こどもであることを理由に否定されることなく、自分の思いを自由に表すことができます。
- ②こどもは、持って生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、楽しくすこやかに生活をすることができます。
- ③こどもは、興味関心を広げ、遊んだり、休んだり、学んだりしながら育つことができます。
- ④こどもは、病気や障がいなどに対して支援を受けることができます。困ったときには相談し、安心して成長することができます。

自分の気持ちや考えを伝えることは大切な権利だよ。だけど、それで相手を傷つけてはいけなね。相手の権利をうばっているもの。

権利を主張することと、ワガママは違うね。自分の思うままに、なんでもしていいということではないよ。相手の権利も大切にしよう!

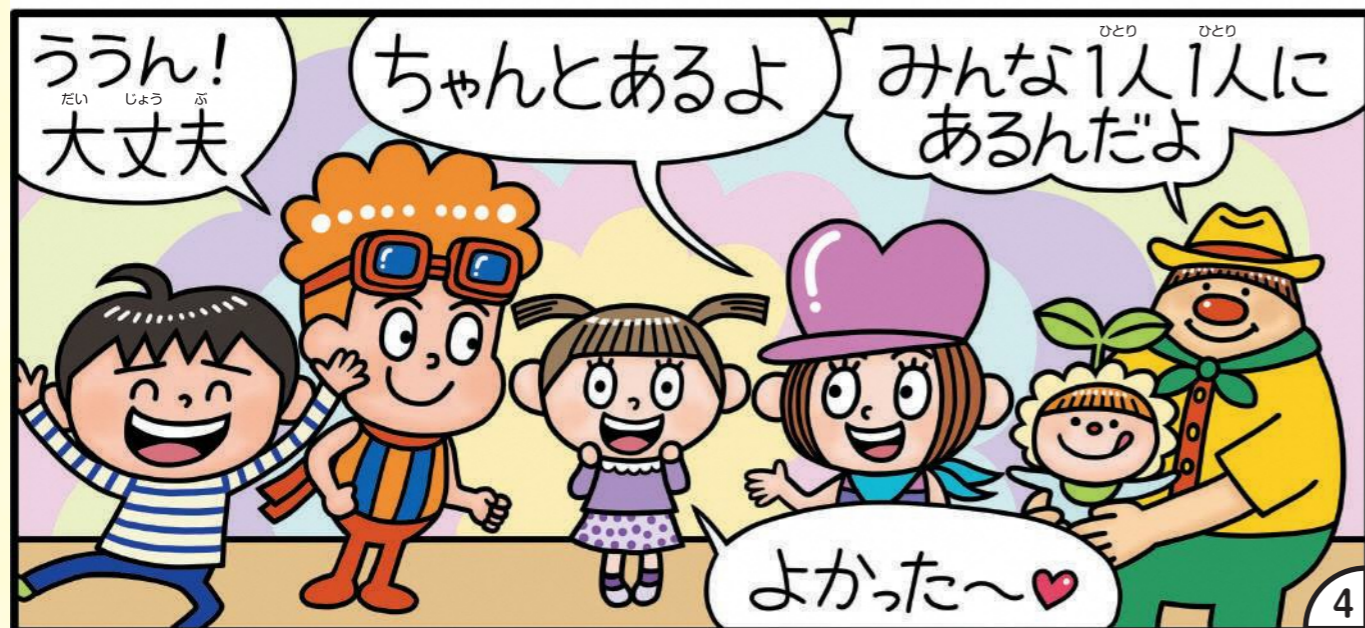


自分の世界を
広げていこう



もっと
知りたい!

子どもには権利があるんだね



大切なこと① 自分の権利を大切にしよう

自分自身の気持ちや体を大切にしましょう。
自分が好きなこと、やりたいこと、やりたくないことなど、
自分の気持ちを表してみましょう。

こどもの権利が守られていないとき

- 自分の気持ちが言えない
- 暴力を受けている
- 差別を受けている
- 無視されている など

考えてみよう

- 守られている権利、守られていない権利はなにか?
- どうしたら守られるようになるかな?

Handwriting practice area with a small character illustration.

大切なこと② まわりの人の権利を大切にしよう

友達や大人にも自分と同じように大切な権利があります。



考えてみよう

- どうしたら相手の意見も自分の意見も大切にできるかな?
- お互いに意見を伝えているかな?
- 傷つける言い方はしていないかな?
- 相手の気持ちを考えているかな?

Handwriting practice area with a small character illustration.

第3章 大人の役割

第8条 大人の役割

大人は、こどもがすこやかに育ち可能性を伸ばせるよう、こどもにとって最もよいことを第一に考えます。こどもが困ったときには、いろいろな大人が助けしてくれます。

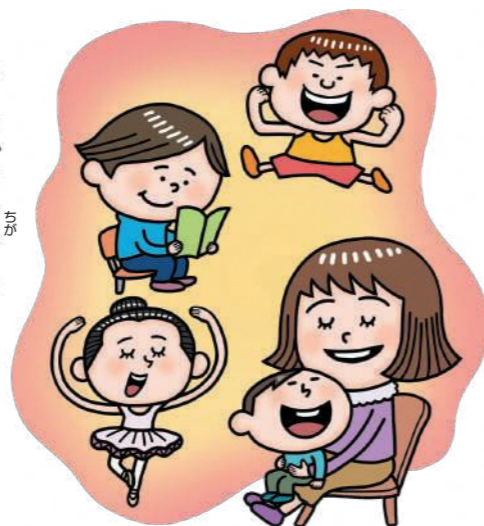
「こどもの言ひ」だから
と聞き流さないよ。
きみの声をしっかり
キャッチするからね。



こどもの心と体が
傷つくのは
しない
させない。
気が付いたときは
すぐに手を
差し伸べるからね。



みんな違って
みんな素敵。
いつも
見守っているからね。



第9条 保護者の役割

こどもの心と体がすこやかに育つように支えます。
安心でき、心のよりどころとなる居場所になります。



毎日の暮らしの中で、
日々成長する姿を
応援しているよ。



第10条 こどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割

保育園や学校などは、こどもが育ち学ぶとても大切な場所です。
こどもの心に目を向け、こどもが自由に感じ、考え、学べるようにします。



こどもの成長に
つながるように、
一人ひとりと向き合っ
て支援をするよ。



第11条 こどもに関わる地域団体の役割

地域は、こどもが社会とつながり、様々な経験を通して学ぶ大切な場所です。
いろいろな体験や人との交流ができるようにします。

社会全体で
こどもを見守っているよ。
こどもの成長は、
地域みんなの喜びだよ。



第4章 こどもにやさしい環境づくり

家庭や保育園・幼稚園、学校など、こどもに関わる場所の環境を整えます。

第12条 南砺市の取組

わたしたちの暮らす南砺市の取組について、こどもの気持ちや意見を聞きます。こどもに関わる大人や、地域の団体も支援します。

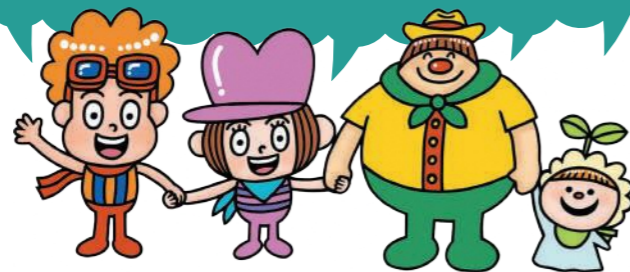


「もっとこうだったらいいな」
「すてきだな」
みんなの希望を伝えよう!

第13条 日常の環境

こどもの命が守られ、思いっきり遊び、学び、成長できるよう環境を整えます。大人が安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

みんなで手をとりあって、
こどもが心から安心できる環境をつくろう!



第14条 こどもの居場所づくり

こどもが、心を開き、自分らしく過ごせる居場所を持てるようにします。頼れる大人がいること、安心できる場所があることは、心の支えになります。

好きな場所は
いくつあってもいいね



第15条 情報を共有します

こどもに関する情報が届くようにします。たくさんの情報の中で、迷ってしまわないように、学べるようにします。

自分で情報を選び、
判断する力をつけることが
大切だよ!



第16条 こどもの参加の機会をつくります

こどもが気持ちや意見を表現し、積極的に社会に参加できるよう、環境を整えます。



こどもが積極的に
社会に参加できる環境に
していこう!

第17条 権利侵害への対応

こどもへのいじめ、体罰、虐待などの権利侵害を見過ごしません。問題が起こった時は、解決に向けて対応します。

解決を目指すだけでなく、
傷ついた心が元気になるよう
サポートするよ。



第18条 こどもの権利について広めます

こどもを守るための大切な条例なので、こどもにも大人にも、こどもの権利について広め、学ぶ機会を作ります。



何度も繰り返し
伝えていこう
みんなで学んでいこう

第5章

権利侵害が起きた時は、こどもが相談できる体制を整え、いっしょに取り組みます。

第19条 困ったときには相談し、助けてもらうことができます

こどもは、不安や悩みを持ったときに、相談することができます。

笑顔が戻るよう解決に
向けて取り組みます



第20条 こどもの権利委員会

南砺市に、こどもの権利委員会をつくりました。
南砺市がこどもにとってもっとよいまちになるように話し合います。



いろいろな専門家が
集まったチームを
結成したよ!

第21条 こどもの権利委員会は何をやるの?

こどもの権利に関する取組や計画について、現状に合っているかチェックします。
委員会は、こどもやこどもに関わる大人から意見を聞くことができます。

公平な立場で、
どうすればこどもを守れるかを
常に考えるよ



第22条 委員会の意見は大切にされます

委員会は、こどもの権利が守られているか話し合った結果を市長などに伝えます。
みんなで協力して、こどもが守られる社会により近づいていくために努力します。

一人ひとりの意見を
集めて、
こどもの環境が少しずつ
良くなっていくんだね。



この条例でこどもを守るために、
他にも必要なことは市長が決めるよ。
市長だけでなく、委員会だけでもない。
こどもも大人も、地域みんなで
こどもの権利について考えて、
こどもが守られる社会を実現しよう!

こどもも大人もお互いに
権利を大切にできると、
みんなが幸せに暮らせるね。

